

# 大槌町 災害援護資金の概要

災害により世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯を支援するため、生活の再建のための資金を貸し付けます。 ※貸付けには所得制限があります。

## 貸付限度額(下記に示す限度額一覧表のとおり)

	家財・住居損害なし	家財の1/3以上損害を受けた	住居が半壊 大規模半壊	住居が全壊	住居の全体流失・流出
世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1ヶ月以上の場合	150万円	250万円	270万円 (350万円)	350万円 (350万円)	350万円
世帯主におおむね1ヶ月以上の負傷がない場合	—	150万円	170万円 (250万円)	250万円 (350万円)	

### (住宅の損害について)

- 被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、( )の金額となります。
- 住居の損害については、原則として自己所有の住居が対象となります。ただし、賃貸住宅の場合でも、住居全体の滅失・流失や、半壊・全壊による取り壊しのため、引き続き居住できない場合は対象となります。

## 対象

- 以下のいずれかの被害を受け、下表の所得制限を超えていない世帯の世帯主(被災により、世帯主が死亡した場合は、新世帯主)
- ※世帯主とは、『主としてその世帯の生計を維持する者』となっています。
  - 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上
  - 家財の3分の1以上の損害
  - 住居の半壊又は全壊・流出

世帯人員	市町村民税における平成22年度(平成21年分)の総所得金額	住居全体が滅失・流出した場合は、世帯人数にかかわらず1,270万円
1人	220万円	
2人	430万円	
3人	620万円	
4人	730万円	
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。	

※税の滞納がある場合貸付けできないことがありますので予めご相談ください。

## 貸付条件

**原則として連帯保証人が必要です。** 連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は、据置期間経過後、年1.5%

※連帯保証人は弁済の資力を有しているなどの要件を満たす必要があります。

※連帯保証人は町内の方が困難な場合は他市町村の方でも可能です。

※利息については大槌町の支援制度があります。大槌町では東日本大震災の被災者の経済的負担の軽減を図るため、災害援護資金貸付償還金の利子補給を行うこととなりました。

## 償還について

償還期間	13年(据置期間を含む)
据置期間	6年(被災により世帯主が死亡、住居が全壊など特別の事情がある場合は8年)
償還方法	年賦、元利均等償還(繰上げ償還可)

## 申込期間

平成30年3月31日まで

## 申請時に必要な書類

### 申込人

①災害援護資金借入申込書
②り災証明書の写し
③住民票謄本(本籍入り) ※世帯全員分
④平成22年度所得証明書(平成21年分) ※世帯全員分
⑤平成25年度納税証明書 ※世帯全員分
⑥一番新しい源泉徴収票の写し ※平成26年度分(平成25年)
⑦身分証明書
⑧災害援護資金貸付に係る重要事項について(2部)
⑨同意書

### 保証人

①住民票抄本(本籍入り) ※本人分
②平成24年度納税証明書 ※本人分
③平成24年度所得証明書 ※本人分

※被災の状況により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。

## 審査及び貸付の決定、振込

受付後、所得状況や弁済能力等の審議を行います。  
審査の結果、貸し付けの決定を行った場合は、「貸付承認通知書」をお送りします。  
(不承認となった場合は「貸付不承認通知書」をお送りします。)

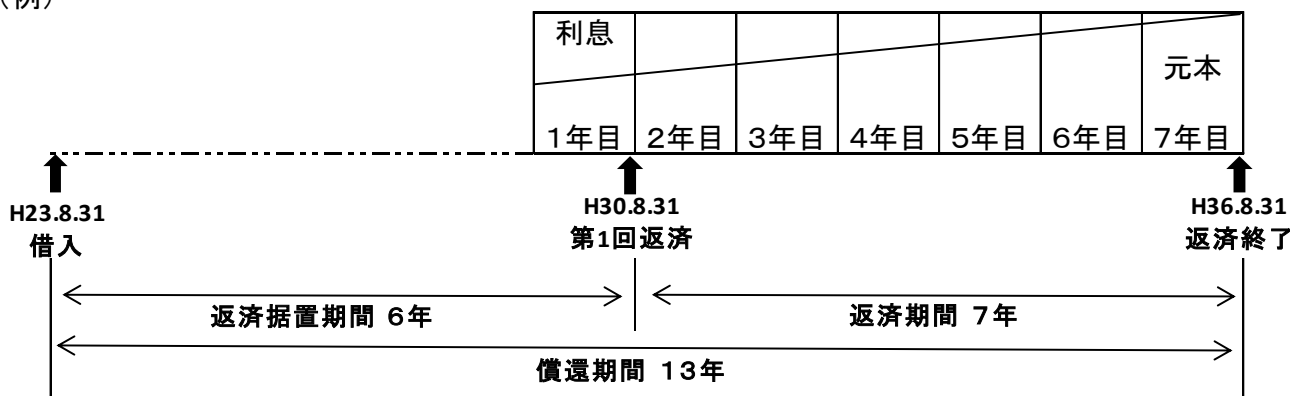
貸し付けの決定を行った方には、下記の書類を提出して頂きます。

- ①借用書(所定のもの)
- ②預金口座振替依頼書及び通帳のコピー(貸付金の振込口座となるもの)
- ③印鑑登録証明書

貸付金の振り込みは、借用書等が提出されてからになります。

## 償還イメージ

(例)



## その他

※貸付条件の変更について

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の施行(平成23年5月2日)により、当初お知らせしていた内容から、貸付条件が緩和されました。